

## 令和6年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第1回定時評議員会 議事録

招集年月日 令和6年6月11日(火)  
開催日時 令和6年6月24日(月) 午前10時00分～午前11時04分まで  
開催場所 神栖市保健・福祉会館 別館2階 健康相談室  
出席評議員 野口文男、立原ひろみ、野口芳夫、菅谷清美、神内利江、境 政一、柴田紘子、  
細田喜代美、草弼正良、平島幸子、幸保雅行、谷中照子、野中敬子、塙 昇、  
山家多美子、原 和夫、原 正和、高橋 等、坂本鉄夫、山間松代、大塚正勝、  
猿田幸助、高安裕子(全23名)  
出席役員名 石田 進(会長)、狭山利和(常務理事)、森本政一(監事)

定刻前に事務局より令和5年度第2回評議員会において狭山利和理事の後任として選任された野口修一理事が、本年4月1日付で常務理事に選任されたことを報告し、野口修一常務理事から挨拶がされた。

定刻に令和6年度第1回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定時評議員会を開催した。

評議員総数31名中23名の出席により、定款第16条に定める決議要件を充たし、評議員会が成立したことを事務局から報告した。石田進会長挨拶の後、定款第15条に基づき議長選任を行い、全員一致で、草弼正良評議員を議長に互選した。議事に先立って、野口芳夫評議員、山間松代評議員を議事録署名人に選出した。

### 議 事

#### 議案第1号 補欠役員の選任(案)について 事務局(相良光浩事務局次長)

評議員会会議資料の1ページをお開きください。議案第1号補欠役員の選任について提案します。今回社会福祉協議会の理事18名、監事2名のうち理事3名について、交代の手続きが必要となりました。2ページ3ページをお願いします。現在、社会福祉協議会の理事・監事を構成する名簿が3ページにあります。そのうち8番の信太俊浩理事、14番の石井洋一理事、15番の佐藤行廣理事の3名については選出母体それぞれの役職交代等により本会の理事の推薦者を交代する必要性が生じていますので、この評議員会の中で後任者についてお諮りをするものです。8番の信太俊浩理事の後任理事としては仲内亮さん、選出母体は信太理事と同様、老人保健施設シオンからの推薦での選任を行いました。14番の石井理事、15番の佐藤理事の後任はいずれも神栖市行政委員連絡協議会から新たに理事として推薦をいただいた亘正人さんと菅谷英一さんのお2人です。それぞれ、亘さんは息栖地区の区長さん、菅谷さんは波崎地域の本郷地区の区長さんです。以上3名を新しい理事としてお諮りするもので、任期については、前任者の在任期間として令和7年度定時評議員会終結時、来年の6月までの任期という提案となります。以上、議案第1号に関する事務局からの説明を終了します。

審議に入り質疑はなく、議案第1号は議長を除く賛成22名、反対0名で原案の通り議決した。

#### 【採決後】

#### (評議員：塙昇)

理事の件で来年度改選があるので、要望というところではないんですが、少しよろしいですか。

**(事務局：相良光浩事務局次長)**

ご意見ありがとうございます。今後の選任についてということでご意見として頂戴しますので、ご発言ください。

**(評議員：埴昇)**

理事を選任するにあたり、令和4年度に会長表彰を受けた方がおられます。社会福祉法人みらいのびよびよ保育園さんやわくわくサロンあけぼのさん、ふれあいサロンめだかさん、輝楽シニア倶楽部さんなど社会福祉法人やボランティア団体の方が表彰されています。令和5年度も社会福祉法人みらいのびよびよ保育園さんやさんばぐらネットワークさんが表彰されています。来年度ですが、このように活躍されているボランティア団体の方などを役員か理事に持ち上げると言ったらおかしいんですけども、世代交代みたいなのをやっていただければと思います。というのは、役員・理事も変わっていただかないと未来がないと言ったらおかしいですけども同じような形の運営方法になっていくのかなと思いますので、事務局で選考に当たり、表彰された方はやっぱり何か持つての方だと思しますので、そういった方を理事に。選考の方法として考えていただければと思います。

**(議長：草薨正良評議員)**

ただいまのお話は要望ということでよろしいでしょうか。

**(評議員：埴昇)**

要望です。

**(議長：草薨正良評議員)**

事務局から説明をお願いします。

**(事務局長：橋田勝事務局長)**

ご意見ありがとうございます。確かに埴評議員さんがおっしゃっていただいたように、時代が大きく移り変わってますので、その移り変わりの中で、社会福祉協議会に求められる役割であるとか使命であるとかということもその社会状況に合わせて変化させていかなければならないと感じております。資料の4ページ目が実は理事会役員選任規程となっています。理事の選出区分を、福祉事業を経営する団体の人やボランティア活動を行う人、社会福祉事業について学識を有する人、地域の関係者、議会、行政関係者、こういうカテゴリーからバランスよく役員として加入していただくという今のルールがあります。このルールを踏まえ、現行の理事会の中でこういったご提案がありました、ご意見がありましたということをお伝えさせていただいて、ご検討いただけるように事務局として働きかけをさせていただきます。

ひとつだけ誤解があってはいけないと思いますので、お話しさせていただきますけれども、表彰については、神栖市社会福祉協議会会長表彰の他に茨城県社会福祉協議会会長表彰、茨城県知事表彰、厚生労働大臣表彰があり、それぞれにどういう人が推薦されるのかという一定のルールがあります。神栖市社会福祉協議会会長表彰は県社協会長や県知事表彰、厚生労働大臣表彰を受けていない方を中心に表彰しましょうというルールでできたものです。そういった意味では神栖市社協会長表彰を受けた後に、その後継続して活動していると県社協会長表彰、県知事表彰、厚生労働大臣表彰という形になりますので、神栖市社協会長表彰というのは、実は一番表彰規定の枠が緩く作ってあるのです。表彰された方を役員にという意見を考えると、神栖市社協会長表彰レベルの方に入ってもらえるのか、県社協会長表彰レベルの方に入ってもらえるのか、厚生労働大臣表彰レベルの方に入ってもらえるのか、そこも踏まえて協議していく必要もあります。実は今までも神栖市社協会長表彰を受賞した後に活動を休止されたりしてしまった団体や活動家もいらっしゃいます。決してそれは悪いということではありませんが、どのくらい継続されたらいいのか、どのレベルの表彰された方を理事会で招集、お声かけさせて頂くかということも踏まえて、これからの理事会の中で事務局から提案をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

**(議長：草薨正良評議員)**

ありがとうございました。今事務局から、働きかけを行いますけれども、選任についてはルールに従

って判断しているというご回答がありました。この回答でよろしいでしょうか。

(評議員：埴昇)

はい、大丈夫です。

## 議案第2号 令和5年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分収支決算並びに公益事業区分収支決算の承認について

### 事務局（鴨川和明センター長）

評議員会会議資料5ページをお願いいたします。議案第2号については提案に基づき審議するものとなっております。事業報告の資料は令和5年度事業報告書（概要）で説明します。事業報告書（概要）の1ページ目をお願いします。大きい柱1番、総合相談体制の充実強化では、コロナ感染症の位置づけが昨年5月に5類感染症となり、通常の業務に戻る体制を図りました。福祉総合相談を入り口に各種専門相談事業を通じた支援との重層的な体制で、令和5年度に寄せられた相談に対する支援件数は8,638件でした。1番の緊急生活支援から8番までの生活困窮に関する相談の実績は、福祉総合相談全体の約4割に上ります。物価高による家計への負担が増す状況の中で市民の課題解決に向けて相談対応に取り組みました。また、9から10番の相談も全体の2割を占めておりますが、主に認知症や精神障害、知的障害の方への権利擁護に関する相談で国家資格を有する職員が課題解決に向けて対応しました。

資料2ページをお願いします。上段の3地域ネットワーク勉強会の充実では、コロナの制限がなくなったことで令和5年度は毎月1回の定例開催をすることができました。大きい柱2番の必要とされる各領域の生活支援システムづくりとして、知的障害者、発達障害児、ひきこもりの方への支援活動を展開しました。3番の発達障害児等支援の充実では、発達障害療育者研修会を4年ぶりに再開することができました。

資料3ページをお願いします。下段の2、権利擁護関連活動の充実については、本会が判断能力の不十分な方の成年後見人となり支援する法人後見活動の実績となっております。令和5年度は1名の方を新規に受任し、2名の方の終末を迎えました。お亡くなりになった場合、成年後見人の役割としてはご遺族へ引き継ぎ終了となりますが、この2名の方はいずれも葬儀を行うべき親族が不在であったため、社協で死後事務の対応を行いました。令和5年度時点において県内で法人後見を展開する社協は14社協で鹿行地域では神栖市社協のみになります。成年後見制度が民法に規定されていることに対し、(2)日常生活自立支援事業の受託運営では、この事業は社会福祉法に規定されており、どこの市町村社協でも実施しております。

資料4ページをお願いします。事業利用者状況としては現在31名の方と契約をしております。今後も認知症高齢者の増加に伴い両事業の需要が見込まれるため体制の強化が重要となります。3番生活困窮世帯への支援活動では、(1)生活福祉資金貸付事業の特例貸付の返済困難な方に対する償還猶予申請を、令和5年度では126件受付しました。大きい柱3番、市民との協働による地域生活支援のしくみづくりに関して、資料5ページをお願いします。(2)災害ボランティアの受入れ体制整備では、台風による浸水被害で取手市と日立市に職員5名を派遣しました。また今年1月の能登半島地震において、石川県珠洲市へ1名の職員を1月24日から派遣し、2月2日から開始となった災害ボランティア受入れにつなぐことができました。また先月5月25日になりますが輪島市門前町へ1名の職員を派遣しましたが、家屋・水道・道路の復旧にはまだまだ時間を要する見込みで、引き続き県社協と連携を取りながら職員派遣を行う予定となっております。3番の福祉教育支援活動の充実では、資料6ページをお願いします。(2)高校生の進路アシストカレッジの開催では前回リモートによる座学のみでありましたが、令和5年度は集合型の座学と実習体験を行うことができました。中段の大きい柱4番、事業推進のための組織体制の発展強化では、こうした事業を推進する組織体制の状況の内容です。内外の研修によって研鑽を積み、職員総数22名で業務に当たりました。2番の事業を支える財政基盤の強化として、2種類

の広報紙を年間 18 回発行による県内随一の広報活動を維持し、またホームページの情報発信により多くの市民の理解を得られるよう、引き続き広報活動を強化していきます。2 番の事業は、会員会費制の充実では社協会費といった本会の根幹を支える自主財源については、地区加入率が令和 5 年度 36.9%という影響によって昨年度から減少しておりますが、そうした中でも多くの方のご協力をいただけたことも大変ありがたい限りです。また、地区未加入の方へも社協の活動を支えてくださる方の裾野が少しでも広がるように、広報活動を通じて PR していきたいと思っております。

資料 7 ページをお願いします。大きい柱 5 番、法人運営では理事会・評議員会の体制や各種委員会活動、事務局職員の人事など法人運営の状況についてはご覧のとおりとなっております。事業報告については以上となります。

### （事務局：相良光浩事務局次長）

事業報告に続きまして決算報告をさせていただきます。ただいまご説明をいたしました。事業に伴う収入と支出の結果をまとめたものが決算書となります。資料につきましては、黄色い表紙の事業報告書及び収支決算書の真ん中 60 ページをお願いします。社会福祉協議会の会計はこの 60 ページにありますように、事業ごとに収支決算を区分して行っております。ご覧いただいている 60 ページは総括表ということで、令和 5 年度に実施した全ての事業に係る収支を事業区分、拠点区分、サービス区分ごとにまとめて、収入の決算額がいくらなのか、対する支出の決算額はいくらで差し引き、翌年度に繰り越すお金はいくらになるのかをご覧いただける資料となっております。社会福祉協議会は大きく、社会福祉事業(A)というものと、下に出てきます公益事業(B)の 2 つの事業区分で構成しております。さらに、社会福祉事業(A)の中には、社協自主事業、受託事業、障害者計画相談支援事業、基金積立事業、職員退職手当積立事業の 5 つの拠点区分を設けておりまして、さらに、社協自主事業及び受託事業については、事業ごとのサービス区分を設定しております。受託事業についてはいただいた収入が全て支出の方に回っておりまして差し引きはゼロとなっております。ただし、受託事業の中の 5 番目、生活福祉費貸付事業の 2 段目の特例貸付フォローアップ事業につきましては、当初は茨城県社協からいただける上限額の 22,169,000 円で委託契約をしておりましたが、実際にはそこまでの経費は必要ありませんでしたので、5,817,616 円を返還という形で備考欄に記載をしております。実質 16,351,384 円で収支決算が行われたんですけれども、これは前年度までもまだ貸し付けをやっていたところですので、そこでの決算額 4,170,000 円に比べると、4 倍くらいの収入が計算されております。公益事業に加えまして、法人全体の収入決算額については下から 2 番目、法人全体(A)プラス(B)プラス(C)の欄に記載をさせていただきます。令和 5 年度の収入決算額は 211,363,851 円、対する支出決算額は 193,316,423 円、差し引きが当期末支払資金残額となりまして 18,047,428 円、この金額が令和 6 年度への繰り越しとなります。参考までに、一番下の段は令和 4 年度前年度の決算額と比較をしております。収入決算額については、前年度と比べると 100 万円ほど増額、対する支出については逆に 100 万円ほど抑えた形で執行がされましたので、翌年度に繰り越すお金も 200 万円ちょっと増額で終えることができました。この 18,047,428 円につきましては収入決算額の 8.5%、年間事業支出の 1.1 カ月分ということになりまして、決して多すぎない繰り越しではない状況です。おおむね社会福祉法人の繰り越しとしては、運転資金として当座の事業年度の 2 カ月分から 3 カ月分くらいを翌年度に繰り越すという例が非常に多くなっておりますので、それと比べるとちょうど適正な繰り越しではないかというふうに決算を終えたところでございます。

61 ページをお願いいたします。61 ページはただいま説明いたしました資金収支計算書の勘定科目ごとの予算に対する決算額を比較する書類として作成が義務付けられているものです。その隣 62 ページについては法人単位事業活動計算書、これも会計基準で作成が義務付けられている計算書類で、いわゆる民間企業でいうところの損益計算書に該当する計算書類です。通常のお金の動きのほかに減価償却であるとか引当などが加わりまして、法人全体の財産が翌年度にどれだけ繰り越せるのか、当初の中で財産全体がどう増減したのかを計算する書類となっております。こちらの 2 つの計算書類を踏まえまして

資産の状況を確認いただくものが63ページ次のページをお願いいたします。貸借対照表となります。令和6年3月31日、令和5年度末時点の資産の部の状況及び負債、純資産の部の状況を勘定科目ごとにまとめたものです。資産の部の合計については145,350,347円となりました。右側の中段になりますが、負債の部の合計として57,767,387円、資産合計から負債合計を引いた金額が純資産の部の合計となります。純資産の部の合計は87,582,960円となりました。64ページ以降はこのような決算書の明細書となっております。これが77ページまで続きまして、ページが飛びますが78ページをお願いいたします。78ページは、令和6年3月31日現在の財産目録となります。ここに表記しております科目及び決算額残額につきましてはすべて63ページに、貸借対照表計上額と同額となりまして、差式純資産は、貸借対照表と同じ金額87,582,960円となります。この金額が令和5年度末の神栖市社会福祉協議会の財産の総額となりまして、この評議員会で決議をいただいた後に法務局に資産総額として登記をさせてもらう金額となります。79ページ以降は明細書です。79ページが未収金及び未収利用料の明細書です。80ページにかけて未払金の明細書となっております。なお、社会福祉協議会の3月末時点の未収利用料については、5月にすべて精算が完了しております。また、未払の状況につきましても、6月末をもってすべての未払い債務は精算を完了する予定となっておりますことを報告いたします。なお、81ページから最後の93ページまでは、令和5年度中に社会福祉協議会に寄せていただいた寄附のすべての明細書となっております。さらにもう1冊、収支決算書付属明細書というものも事前に評議員の皆様にお配りをしてありますが、この付属明細書は、ただいま説明いたしました収支決算書のさらに細かい拠点区分別の予算の執行状況あるいは必要な明細書が確認いただける書類となっておりますので、ここでは特に説明は省略させていただきますが、もし質問等があればこの後の質疑応答の中で補足説明をさせていただきます。以上、議案第2号についての事務局からの内容説明といたします。事業に関する内容、あるいは決算に関する内容でご質問等があれば、この後の質疑の中でよろしくをお願いいたします。事務局からは以上です。

#### **（議長：草薨正良評議員）**

ただいま事務局の方から事業報告及び収支決算についての説明が終了いたしました。ここで議案第2号の質疑に先立ちまして監査報告をいただきたいと思っております。神栖市社会福祉協議会の令和5年度の業務執行状況及び財産の状況につきましては、5月28日に監事による監査が実施されております。監査の結果について本日出席いただいております森本監事から監査報告をお願いいたします。

#### **（森本政一監事）**

監事の森本です。会議資料の6ページをお願いします。

監査報告書。令和6年5月28日、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会会長、石田進様。監事森本政一、監事岡野一男。私たち幹事は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行及び財産の状況について監査を行いました。その方法及び結果について次の通り報告します。

1 監査の方法及びその内容。各幹事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当該会計年度に係る事業報告及びその付属明細書について監査しました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類及び財産目録について監査しました。

2 監査の結果。（1）事業報告等の監査結果。事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。

3 計算関係書類及び財産目録の監査結果。計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全てにおいて適正に表示しているものと認めます。

4 監事からの意見。書類作成等における事務の効率化を進めるとともに、組織体制を充実させ、理事

及び職員がより適正に職務を遂行できる環境整備に努めてください。以上です。

審議に入り質疑はなく、議案第1号は議長を除く賛成22名、反対0名で原案の通り議決した。

### 議案第3号 令和6年度補正予算（案）について

#### 事務局（相良光浩事務局次長）

資料については、先ほどの監査報告書の隣、評議員会会議資料7ページをお願いいたします。補正予算案について提案をするものです。今回の補正予算の内容につきましては、社会福祉協議会が納める消費税の額の増額となっております。社会福祉協議会も、消費税の課税事業者としていくつかの収入に対して消費税の申告納付を行っております。ただし、社会福祉協議会に関する収入は、補助金や会費、寄付金など、ほとんど非課税扱いになっています。また市から受託している事業についても概ね社会福祉法上に規定された事業ですので、消費税法上では社会福祉法に規定された第一種あるいは第二種社会福祉事業についてはいずれも非課税扱いということですので、ほとんどの事業は非課税で行っていますが、一部の事業については消費税の課税扱いで、これまでも処理を進めてまいりました。ただしこの中で今回提案の一行目にあります障害者相談支援事業、障害者の生活に関する相談を社会福祉協議会が受けるということで神栖市から受託をしている事業ですが、こちらについては平成19年度の受託開始より消費税法上は非課税であるという認識で進めておりましたが、令和5年10月に国が発出した「障害者相談支援事業に係る社会福祉法上の取扱いについて」という通達の中で、非課税事業ではなく課税扱いであるという方向が示されました。この通達については、本日ご用意いたしました資料の中の2ページ目に、全文を写しでご用意しております。こういった認識の違いについては、実は神栖市社協だけでなく全国の同じ事業を受託している社協あるいは民間団体、あるいはそれを委託している自治体の中で、同じく非課税という認識で動いていたところが、国の令和5年10月の通達を受けて課税扱いに処理を切り替えるという動きを全国的に取るという方向が今も進んでいるところです。神栖市については、早速市に状況を報告して対応について協議をしたところですが、まず訴求可能な過去5年間に遡って申告をし直して納めるべき税金をまとめる手続きを社協が行うことになりました。さらに、追加納付すべき金額については神栖市に説明して、それぞれ補正予算により対応することとしました。その結果が、今回ご検討いただく補正予算案の内容となっております。具体的な内容といたしましては、今回課税扱いになった障害者相談支援事業に関する受託金に係る消費税を5年分増額させるほか、今回の修正申告の中で、これまで簡易な税金の計算・申告でよかった部分が、本則課税方式に計算自体をやり直さなければいけない年度が3年分発生しましたので、その関係で生活困窮者自立支援事業や労働者派遣事業に関しても税金の再計算が必要となりました。それらを踏まえた再計算の結果、用意すべき税金の金額を確定させ、市から負担してもらう部分については市に負担してもらう内容で、また、社会福祉協議会が自前で用意する部分については社会福祉協議会の予算の中で対応することといたしまして、具体的な金額の内訳は8ページをお願いします。今回の補正予算では、新たに追加で納付しなければいけなくなった税金について市がご負担いただく分については補正予算として増額の編成、社会福祉協議会が負担する税額については予備費を充当する形で補正予算を編成いたしました。内訳としては8ページの下の方で市の負担と社協の負担額の内訳が載っております。平成30年度から令和4年度までの納付分とあと令和6年度、今年度分については今年度分も消費税相当額を加えて新たに受託契約を結び直す必要があることから、過去5年分プラス今年度分を合わせて今回補正予算を提案しております。市の負担額については5,261,000円、それぞれの受託金収入等を増額する形で対応をさせていただきます。本会負担額については134,000円、この134,000円は社協自主事業拠点区分の中の地域福祉推進事業の中に計上しております予備費より充当する形で対応いたします。なお9ページ10ページにかけましてはそれぞれの受託事業ごと

どこが増えるのかというところを明らかにした明細書となっております。今回対象となるのは、地域福祉推進事業と受託事業の中の障害者相談支援事業及び生活困窮者自立支援事業、労働者派遣事業、この4つの区分でそれぞれ増額の補正を行いました。細かい数字や消費税の納付に関するご質問等があれば、この後の質疑応答の中で補足をさせていただきますので、ご意見等があれば、よろしく願いいたします。事務局からの説明は以上です。

審議に入り質疑はなく、議案第3号は議長を除く賛成22名、反対0名で原案の通り議決した。

**(議長：草薨正良評議員)**

本日、予定されました3件の審議につきましてはこれで全て終了いたしました。その他にご意見ご要望等ございますでしょうか。

**(埴昇評議員)**

災害ボランティアに関して教えていただければと思います。神栖市で、もしも大災害が発生したときに災害ボランティアセンターを立ち上げて下さいねと、市役所から連絡が来るかと思いますが、その時にスムーズに立ち上がるものかなと不安を感じています。その辺りどうなんですか。

**(議長：草薨正良評議員)**

事務局お願いします。

**(事務局：橘田勝事務局長)**

ご質問ありがとうございます。今回の石川県の災害支援で、隣にいます相良次長が1月にすぐ珠洲市に1週間ほど行きまして、本日会場にはいませんが、先月、坂本という職員が1週間輪島市に行きました。基本的には、災害ボランティアセンターの立ち上げというのは、災害が起きたときに、自治体を中心になって立ち上げる災害対策本部、神栖市で言えば市長が頂点となって災害対策本部が立てられます。その災害対策本部が災害の規模や被害の程度によって、自治体が責任を持って動くべき範囲や市民の方に協力してもらってボランティアに助けてもらう範囲を判断します。ボランティアを招集する範囲も市内の方に限るのか、県内の方に限るのか、それとも全国に声をかけるのか、これも災害の規模に合わせて災害対策本部が社協の意見を聞いて考えるということが神栖市の地域防災計画に明確化されています。地域防災計画、赤本と言われるものですが、これは全国1,800超の市区町村で作られています。その中には『ボランティア』という項目があって、こういった内容の災害が起きた時に災害対策本部の命令によって社協に災害ボランティアセンターを立ち上げさせ、こういった範囲のボランティアに声をかけて、どの内容の支援をボランティアにしてもらうかということも、全て災害対策本部と社協で情報共有をしながら進めるように表記されています。基本的には危機的状況になった時にはそのマニュアルに沿って動きますので、大きな心配というのはいらないと思います。少なくとも神栖市はしっかりと市の地域防災計画も全部立てられていますし、それだけ神栖市はリスクの高い町ということになります。コンビナートもありますし、海と川に囲まれていて逃げ道の確保が大変であるとか、ガス等の発生確率が非常に他の市町村より高い。そのために十分な協議を重ねて市が地域防災計画を立てていますので、その地域防災計画の中に災害ボランティアセンターをこういったレベルになった時に立ち上げさせるかということも細かく明記されていますので、大きな心配はないと思います。一つ例を申し上げますと、今は災害が起きたイコールボランティアというイメージを持たれる方が多いと思いますが、これは重大なミスリードだと感じています。ボランティア活動は万能ではありません。何でもボランティアでやれる範囲のことではないので、基本的に神栖市社協が考えている災害ボランティア活動の範囲は、女子高校生が一人で来てもできる内容に限定しています。東日本大震災の時も、我々災害ボランティアセンターを立ち上げさせてもらって、100名のボランティアに400件の対応をしてもらいましたが、そのボラ

ンティアセンターに寄せられる問い合わせは、2階の屋根にブルーシートをかけてほしいとか、墓石が倒れたから起こしてほしいとか、そういったとても女子高生ができるような範囲じゃないようなことまでボランティアにお願いしたい、という問い合わせが来ました。でもそういった内容は、神栖市の場合は災害対策本部からの指示で防災安全課等がしっかりと引き受けてくれたのです。当時いち早く災害ボランティアセンターを立ち上げることが良きことだという評価をされていた時、県内のいくつかの市町村でも災害が起きた3.11の後にすぐに災害ボランティアセンターを立ち上げました。ある社協の災害ボランティアセンターは大混乱しました。災害の規模もほとんど詳細に把握できていない中で全国レベルでボランティアを募集したんです。全国からリュックを背負ったボランティアが多数押し寄せ、その人たちの居場所、その人たちの食事、その人たちの泊まる場所、全く確保できないまま大混乱してしまったという前例もあります。それは社協の災害ボランティアセンターにどのくらいの内容をボランティアにお願いするかということをきちんと調整できていないために起きた混乱だったのです。神栖市の場合はそういった事柄を踏まえて、重機を使わなければならないことは、そういった機関と協定を結んだり連携を取ったりしています。プロがやらなければいけないことはプロに任せる連携を市がきちんと取ってくれています。つまり、神栖市は専門的取り組みは自治体主導で、一般ボランティアには危険のないボランティア活動で、という役割分担ができていますので、災害ボランティアセンターのスムーズな立ち上げには大きな心配はないと思っております。以上でございます。

**（議長：草薨正良評議員）**

ただいま、事務局から災害ボランティアとボランティアセンターについて非常に詳しい説明をしていただきましたが、埴評議員よろしいでしょうか。

**（埴評議員）**

はい、ありがとうございます。

**（議長：草薨正良評議員）**

他にご要望ご質問等ございますでしょうか。特にないようですので、以上をもって本日の議事を終了いたします。これで議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

**（事務局：橋田勝事務局長）**

草薨評議員には、議長として議事進行をいただきありがとうございました。また、評議員の皆様、慎重なご審議をありがとうございました。本日はどうもありがとうございました。

以上をもって、令和6年度第1回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定時評議員会は終了となる。